

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社半澤組
(法人番号6210001007389)
業者の住所：福井県坂井市三国町三国東6－5－13
- 2 指名停止措置期間：令和6年12月24日から
令和7年1月23日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社半澤組の代表者及び使用人は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた事実が明らかになった。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内